

別記

要求書

- 一、不揮資金即時全額拂入
- 一、工事請負権利譲渡交渉ニハ従業員ヲ参加サセヨ
- 一、工事請負権利譲渡ノ金銭授受ニハ従業員ヲ之會サセヨ
- 一、價金値下抱付及耐
- 一、休業日ニ日給金額支給シロ
- 一、宿泊料ト食費ヲ半減シロ
- 一、宿泊所設備ヲ改善シロ

右要求ス

右ニ対スル回答ハ明十四日午前九時迄ニ工事現場(飯沼橋出張所)ニ於テ為サ

ナルコトヲ要求ス

昭和五年十一月十三日

東山組従業員一同
右代表

河原村 保吉 男
 原村 好雄 男
 中村 福太郎 男
 藤本 勇藏 男
 山本 勇藏 男

東山組 平田鶴次郎 殿

酒巻

一一二〇一

5. 11. 28
 1960

労務第四二八五号

昭和五年十一月廿五日

警視總監

九山鶴吉

(官房主事)

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

各廳府縣長官 殿

(管下各警察署長 殿)

(ハス麻布区警察署)

東京市水道局従業員解雇ニ關スル件

要旨 復讐事業ニ先成ニヨリ廿日強暴員一七八名ヲ翌二十日首至期以下四五名事務員ヲ解雇セリ

従業員中ニハ總同盟水道同業會ニ加盟セル者アリ 即日大會ヲ開催シテ対策委員ヲ選任シ要水書ヲ提出セト準備中

管下東京市道局ニマリテハ従業員一〇〇三名ヲ以テ給水業務、